

答弁書第二六五号

内閣参質一八九第二六五号

平成二十七年九月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員浜野喜史君提出行政文書の管理に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜野喜史君提出行政文書の管理に関する再質問に対する答弁書

平成二十六年十二月十日の敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合ピア・レビュー会合後から平成二十七年三月二十五日までの間における「日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破碎帯の評価について（その２）」（以下「評価書」という。）の取りまとめに係る有識者への意見照会に係るやり取りについては電子メールにより行っているが、有識者へ送付した評価書案及び有識者から寄せられた意見が記載された書類については、原子力規制庁において、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の規定に基づき、行政文書として適切に管理している。これにより、評価書の取りまとめに至る過程を合理的に跡付け又は検証することができるようになっているため、「「行政文書の管理に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第二三五号）に対する答弁書（内閣参質一八九第二三五号）で示された公文書等の管理に関する法律の趣旨、精神に照らし、不適切である」との御指摘は当たらないものと考えている。

